

地方自治法第199条第12項の規定により平成30年度定期監査の結果に対する措置状況について次のとおり公表する。

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

監査の対象	議会事務局	
指摘を受けた監査結果	平成30年6月20日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○注意を求める事項 「議会だより」の印刷契約においては、3者から1ページあたりの単価について見積書を徴取したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、単価についてを随意契約されているが、本件の印刷契約にあたっては、支出総額が50万円を超える見込みであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約を行うことは適当ではない。入札により単価契約を行われたい。</p>	<p>正規の手続きで来年度から契約を行いたい。</p>

監 査 の 対 象	総合政策課	
指摘を受けた監査結果	平成30年11月19日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○注意を求める事項</p> <p>・納所交流センターの使用料を算出するにおいて、誤った計算により算出されているものがある。使用料については、多久市納所交流センター設置条例第10条により定められているので、算出にあたっては注意されたい。</p>	<p>納所交流センターの使用料につきましては、多久市納所交流センター設置条例第10条に基づき算出方法を改めました。</p> <p>また、納所交流センターの運営維持管理業務を委託しております納所里づくり委員会にも説明を行いました。</p>

監 査 の 対 象	防災安全課	
指摘を受けた監査結果	平成30年11月19日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○指摘事項</p> <p>・H29 防犯灯更新工事において、工事発注に関する起案がなされていないものがあつたが、工事発注に関する起案をおこない、決裁を受けて発注するようにされたい。</p>	<p>・平成30年度からは工事発注に関する起案を行い、決裁を受けて発注している。</p>

監 査 の 対 象	総務課	
指摘を受けた監査結果	平成30年11月19日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約 大型複写機のリース期間終了に伴い、1年間の再リース契約を締結されているが、契約期間（H30.6.1～H31.5.31）が翌年度にまたがっている。翌年度にまたがる契約を行う場合は、債務負担行為を行うか、長期継続契約を行わなければならない。本件については、通常の賃貸借契約であるため、契約期間を平成30年度末までとし、翌年度の期間については、平成31年4月1日に再度契約を締結すべき事案である。 また、賃貸借料金について1年間分を一括前払いで支出されている。前金払については、地方自治法施行令第163条で規定されているが、原則として後年度に属する経費を当該年度において前金払をすることはできないと解されている。平成30年度末までの10か月分のみを支払うべきである。 <p>○注意を求める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H30簡易印刷機賃貸借契約については、契約業者が提案した機種種の賃貸借料と付随する消耗品を合わせた価格が、他の業者が提案した価格に比較し有利な価格であることを理由とし、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第7号を適用）により、5年間の長期継続契約を締結されているが、契約業者と他の業者との価格差は、 	<p>○指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型複写機のリース期間終了に伴い賃貸借の再リース契約の締結につきましては、平成30年6月1日からの1年間で再リース契約を締結し、1年間分の賃貸借料金を一括前払いで支出しておりました。 今後この様な賃貸借契約のケースの場合は、年度ごとに分けて契約するよう注意いたします。 <p>○注意を求める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易印刷機の賃貸借契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号を適用し随意契約とし、5年間の長期継続契約で締結しました。 業者決定には、5年間の賃貸借料金と簡易印刷機にかかる消耗品費を5年間で比較して305,051円の差が出たことから、時価に比して著しく有利な価格で契約を締 	

<p>5年間で305,051円であり、他の業者が提案した価格の約7.5%にあたる。この価格差をもって、随意契約理由にある地方自治法施行令第167条の2第1項第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）を適用されているが、「時価に比して著しく有利な価格」とは、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、製造原価を下回った価格で契約できる場合とされている。よって、本事案に適用されている随意契約理由は、適当でなく、入札に付すべき案件である。</p>	<p>結することができる見込みと考え随意契約を締結しました。</p> <p>この内容が地方自治法施行令第167条の2第1項第7号が該当しないのであれば、今後は入札を行い賃貸借契約の締結をしたいと考えます。</p>
--	--

監 査 の 対 象	財政課	
指摘を受けた監査結果	平成30年11月19日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産使用許可書において、許可期間が複数年に亘るものが散見されるが、公有財産の使用許可期間については、多久市公有財産規則第19条において1年を超えることができないとされている。公有財産使用許可書の交付にあたっては、規則等を遵守されたい。 	<p>平成31年度より、許可財産、使用目的及び期間等を精査し、規則に定める許可期間に改めます。</p>	

監 査 の 対 象	多久市立病院	
指摘を受けた監査結果	平成30年12月27日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○注意を求める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディカルシーラーを地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を適用し、随意契約で購入されているが、契約金額が1号適用要件を満たしていない。入札に付すべき案件である。 	<p>医療機器の購入については、必要性及び緊急性を考慮し毎年度4月頃に一括して見積り入札（随意契約範囲内）を実施しており、今回の機器についても同様に実施したが、1号適用要件を満たしていなかった。</p> <p>今後は、要件を満たしているか確認し入札手続きを実施したい。</p>	